

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

7 水俣病闘争と第四回日本環境会議

解決からとりのこされている水俣病問題

公害の原点といわれている水俣病問題は、水俣病の原因がチッソ水俣工場から排出された有機水銀であることが明らかになってから二三年も経過しているのに、いまだに、解決のめどさえたっていない。水俣病患者の認定作業は遅々としてすすまず、認定制度はかえって患者切り捨てのための手段と化しているとさえ評されている。ときどきマスコミをにぎわす水銀汚染魚問題も、環境復元問題もなにひとつ解決されていない。

一九八三年三月末現在、水俣病の被認定者は、熊本県で一〇七七人（ほかに救済法施行後死亡者四五一人、施行前死亡者四四人）、鹿児島県で二八三人（ほかに救済法施行後死亡者五三人、施行前死亡者一人）であるのにたいし、認定申請中の者は、熊本県で四六三〇人、鹿児島県で七三八人である。認定申請中の者は、両県合わせて、被認定者の約四倍に達する。

また、昭和電工鹿瀬工場の排水が原因となった阿賀野川流域における新潟水俣病については、被認定者五六六人（ほかに救済法施行後死亡者一一四人、施行前死亡者五人）であるのにたいし、認定申請中の者は六三人となっている。

水俣病問題の解決がおくれている最大の理由は、国や県の行政の姿勢にある。

被害者側は、すでに勝訴判決で確定している加害企業チッソの責任のほかに、国と県の責任をも追及して、水俣病国家賠償請求訴訟を提起している。被害者側の主張の要点は、国と県は水俣病の発生・拡大を防止するため、魚にたいする規制、チッソにたいする規制をすべきだったのに、これをしなかったという点にある。訴訟は証人尋問の段階に入っている。

新潟水俣病でも、被告昭和電工の責任を確定させた第一次訴訟に次いで、国の責任をも追及する第二次訴訟が一九八二年六月に提起され、審理が始まった。

日弁連の水俣病実態調査報告書

日本弁護士連合会（日弁連）は、一九八一年一〇月、水俣現地調査をおこなった。その目的はつぎのとおりである。

【調査の目的】

わが国の公害の原点といわれる水俣病について、その発見後四半世紀を経た今日、なお被害者の認定のおくれが大きな社会問題となり、水銀汚染魚が市場等を通じて市民の食卓に供せられて住民に大きな不安を与えるなどの状況が相次ぐ現状に鑑み、水俣病の被害ならびに救済の実態と水銀汚染による環境破壊の現状と問題点を明らかにし、提言を行うことを目的とする。

この調査の結果は、一九八二年一〇月に、「水俣よみがえれ——水俣病実態調査報告書——」として発表された。その内容はつぎのとおりであり、多くの貴重な提言をしている。

【調査報告の構成】

- 第一 水俣病は終わったか
- 第二 水俣病問題の経緯
- 第三 患者救済と地域住民の健康保全
- 第四 環境の復元
- 第五 汚染魚対策について
- 第六 行政の責任

日弁連は、この報告書を踏まえ、一九八二年一月二一日、公害問題シンポジウム水俣報告集會を現地水俣で開催した。

第四回日本環境会議と「水俣宣言」

水俣病問題を中心テーマとした第四回日本環境会議は、一九八三年四月二九、三〇の両日、水俣市文化会館でひらかれた。全国の学者、弁護士、水俣病患者団体など約六〇〇人が参加した。

第一日目は、「水俣病問題の基本的解決のために」と題して、医学、被害者救済、地域再生、行政責任、チツソ県債問題など当面の重要問題について、宮本憲一大阪市立大教授、小林直樹東大名誉教授、宇沢弘文東大教授、原田正純熊大休研教授らから報告や発言があった。なかでも、国・県の加害者責任を明確にすることの重要性が強調された。第二日目は、「九州の開発問題」と題して、志布志開発など、九州における環境破壊をもたらす地域開発の問題点が指摘された。

第四回日本環境会議は、「水俣宣言」と二つの決議（「九州における住民参加と民主主義に基づいた地域開発を」、「公害健康被害補償法廃止をめざす動きに反対し、被害者の完全救済を求める緊急決議」）を採択して閉幕した。

「水俣宣言」は、つぎに掲げるように、「被害者の即時全面救済」を強く訴え、その実現のために、八項目にわたる具体的な提言をしている。

【第四回日本環境会議・水俣宣言（要旨）】 （水俣病問題に関する提言）

水俣病は公式発見以来、四半世紀以上をへている。にもかかわらず、数千人をこえる未認定者をのこしていることをみてもわかるように、問題はほとんど解決していないといつてよい。国民の間には水俣病問題がおわったかのような認識があるが、事実は反対に全くゆきずまっているのである。水俣病問題の解決なくしては、日本の環境問題の解決も前進もありえない。（略）水俣病問題の解決がおくれている最大の理由は行政の姿勢にある。（略）われわれは、ここに、被害者の即時無条件全面救済の原則にたつて、次のように提言する。

一、水俣病問題専門委員会を設置すること。

二、直ちに全員被害者であることを認め、救済を行うこと。現行認定制度をとりあえずたなあげにして、不知火海一定地区に一定居住した者（前提として、現在の指定地区の改正、郡外も含む）に医療手帳を交付し、医療費を支給すること。

三、賠償については当面、一九七一年の次官通達の趣旨にかえり、現行制度、裁判、交渉によるものとし、その内容、方法については検討をつづける。

四、現行の検診制度は治療、援助のための検診に切り変えること。

- 五、チツソの責任を十分に果たさせるために、チツソ本社だけでなく、子会社の経常利益を賠償にあてることとすること。
- 六、八四年度以降の金融支援措置については国、県の責任を明確にし、その責任において二〇〇〇億円以上の水俣病対策基金を設定すること。
- 七、水俣病問題の解決のために、研究や運動を持続させるために、水俣病正式発見の五月一日を水俣デーとし、広く国民の関心を呼びおこす運動をする。
- 八、特別立法については、まず現行法で可能な事項を行った上で一、の委員会で検討する。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
